

## 「さらなる発展を目指して」

2014年8月1日からVSCOの代表理事になり就任しました平松敏男です。VSCOは、創立から11年目を迎え、執行部を総入れ替えし、さらなる発展を期して新しく出発することになりました。そして、新体制として代表理事に平松敏男、業務執行理事に寺田和子、天野勝昭、嶋村稔の3名が就任いたしました。



### 1 「VSCOの10年」

VSCOは2003年11月に発足し、2006年1月に岡山県知事から社団法人としての設立認可を受け、2013年4月岡山県知事から公益社団法人としての認定を受け現在に至っております。

その間、次のような活動を行いました。

- ① 県下27市町村すべてに対し、犯罪被害者等支援条例の制定を陳情し、すべての市町村で条例が制定され施行が実現いたしました。また、県下6市10町2村からは、VSCOに対して補助金等をいただくことになりました。
- ② 2011年3月岡山県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。
- ③ 2012年総務省に対し、住民基本台帳の閲覧交付制限を家族内の性的虐待にも拡大するよう要望書を提出し、同年10月1日制度改正が実現しました。
- ④ 2013年1月岡山県産婦人科医会との間で性犯罪被害者に対する緊急支援に関する協定を締結しました。
- ⑤ VSCO性犯罪被害者のための緊急支援金制度を立ち上げております。
- ⑥ VSCO支援自動販売機を設置しております。

この10年間の業績は、前執行部（前高原勝哉代表理事、森陽子、若林久義、東隆司の各業務執行理事）の功績に負うところが大きかったと思います。

### 2 「さらなる発展を目指して」

新執行部としての課題は、次のとおりです。

- ① 組織の確立  
意思決定は、役員会、理事会の決定で行うことを原則といたします。
- ② 財政基盤の確立  
VSCOでは支援員（現在30名）による被害者の支援活動を行っておりますが、そのためには財政基盤を確立し、安定して支援が行われるようにすることが必要です。ファンドレイジング（資金調達）として、全県下の企業等を回り正会員及び賛助会員になってもらう。VSCO支援の自動販売機を設置してもらう。岡山県、岡山市、倉敷市などの公共団体に補助金を交付していただく等の活動を行うことに力を注ぎたいと思います。
- ③ 広報活動  
VSCOの名前や活動内容はもちろんのことその存在すら知らない方がほとんどです。犯罪の被害にあったとき、誰に相談してよいのか分からない方がほとんどです。VSCOの存在や活動内容を県民の方に理解していただく必要があります。そのために、講演、フォーラムの開催、パンフレットの交付等VSCOの存在・活動を県民の方に知っていただくことが必要です。
- ④ 性犯罪被害者に対する緊急支援ネットワークの確立  
VSCOが扱う事件の中でもっとも多いのは性被害に関する事件です。「レイプは、人間の尊厳を脅かす魂の殺人」といわれています。VSCOでは、不幸にして性被害に逢われた方のために産婦人科医、警察と連携して緊急支援を更に拡大するための準備をしています。  
また、性被害者のために専用電話を設置して夜9時ごろまで電話相談ができるように検討したいと思っています。
- ⑤ 若い支援員及び協力弁護士の増員  
若い支援員や若い弁護士さんにVSCOの活動に協力していただけることを願っています。

新執行部は、VSCOのさらなる発展を目指して頑張りますので今後ともご指導ご協力をお願い申し上げます。

●●●●●●● V S C O この 1 年のあゆみ 2014 年 1 月～ 2014 年 12 月

○ **電話面接相談・直接支援など** 電話・面接相談は、性的被害相談が最も多く、暴行・傷害・DV等の相談が増加しており、直接支援も深刻な支援内容が多くなっています。「性犯罪被害者」の自助グループ（Ⅰ）（Ⅱ）は、ほぼ月 1 回と隔月でグループ会を開催しております。また、被害者本人や遺族の方による講演や「いのちと魂のメッセージ展」を、市民の集い、フォーラム、官公庁のロビー等で開催し、被害者の生の声を直接発信しました。

○ **支援員の養成** 支援員養成講座（岡山県後援）を次のとおり開催しました。基礎講座 4 月 26 日～6 月 28 日、全 6 回。中級講座 7 月 12 日～9 月 6 日、全 6 回。基礎講座は 15 名、中級講座は 13 名が修了し、8 名を支援員に採用しました。その結果、支援員の構成は、次のようになりました。犯罪被害相談員 5 名、犯罪被害者等給付金申請補助員 1 名、電話・面接相談員 26 名、犯罪被害者直接支援員 22 名、自助グループ支援員 4 名。（11 月 30 日現在）

○ **研修** 全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修会や中四国ブロック研修会に参加したほか、V S C O 独自の継続研修として、ほぼ毎月 1 回、事例に基づき支援のあり方などについて研修しました。

○ **フォーラムの開催** フォーラムでは写真展「写真で訴える被害者の声」を同時に開催しました。

① 犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるためのフォーラム「犯罪被害者の声を聴いてください」を岡山県警の委託事業として開催。

1 月 25 日（土）赤磐市中央公民館視聴覚教室 参加者 70 名

報告 赤磐市長「赤磐市の取り組み」

講演 「犯罪被害者に必要な支援」 講師 C さん（義父による長期にわたる性虐待の被害者）

報告 V S C O 代表理事「性犯罪被害者のためのワンストップセンター」

3 月 2 日（日）笠岡市中央公民館 4F 集会室

報告 笠岡市長「笠岡市の取り組み」 参加者 104 名

講演 「犯罪被害者に必要な支援」 講師 加藤裕司さん（強盗殺人等事件被害者遺族）

報告 V S C O 代表理事「V S C O からの報告」

3 月 15 日（土）まなび広場にいみ 参加者 73 名

報告 新見市長「新見市の取り組み」

講演 「犯罪被害者に必要な支援」 講師 大崎利章さん（殺人放火事件被害者遺族）

報告 V S C O 代表理事「V S C O からの報告」

10 月 11 日（土）久世エスパランド（真庭市） 参加者 53 名

報告 真庭市生活環境部部長「真庭市の取り組み」

講演 「～悲しみを乗り越えて、今～」 講師 加藤裕司さん（強盗殺人等事件被害者遺族）

報告 V S C O 支援員「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの取り組み」

平成 27 年 1 月 24 日（土）美作市で、2 月 7 日（土）瀬戸内市で開催の予定

② 岡山市の委託事業として「犯罪被害者支援を考える市民のつどい」を開催。

2014 年 7 月 5 日（土）ルネスホール（岡山市） 参加者 102 名

挨拶 岡山市長 報告 岡岡山市安全安心ネットワーク局長

講演 「ストーカー被害から命を守る」 講師 小早川明子さん（NPO 法人ヒューマニティー理事長）

対談 「ストーカーを考える」小早川明子さんと V S C O 高原勝哉理事

③ 岡山県の委託事業として「犯罪被害者支援フォーラム in いばら」

2014 年 11 月 29 日（土）井原市民会館 参加者 81 名

講演 「性暴力被害から立ちあがり生きていく」 講師：大藪順子さん（フリーフォトジャーナリスト）

対談 「性犯罪の実績と犯罪被害への理解」大藪順子さんと山下美紀ノートルダム清心女子大学教授

○ **事務所の移転** 8 月 1 日、岡山県開発公社ビル 1 階から 6 階へ移転。窓のある明るい面接室に加え、防音設備の電話相談室、事務所となりました。プライバシーが保護された広いスペースで活動できるようになりました。

○ 募金活動・助成事業の実施

- 赤い羽根共同募金会の「テーマ募金」で「地域から孤立をなくそう」ささえあいプロジェクトを実施しました。VSCOは、この募金活動で目標額を集めることができました。
- 犯罪被害者支援自販機の設置をよびかけています。11月30日現在8カ所に設置しています。(p.13参照)
- 日本財団の預保納付金助成事業として、①団体運営の自立へ向けた組織づくり ②犯罪被害者等に対する直接支援活動の普及と定着 の2つの事業を実施しました。成果として「性犯罪被害者のための緊急支援金」ができるようになりました。

○ 情報の発信

ホームページ：VSCOの毎日の情報を、県民の皆様へ向け発信しています。  
 ケーブルテレビなど：県内のケーブルテレビやFM局などで、フォーラムの開催や電話相談などの紹介をしています。

## 2014年度定時社員総会の開催

2014年度定時社員総会は、6月7日、岡山市北区南方二丁目の「きらめきプラザ」で開催されました。2013年度事業報告をし、貸借対照表および正味財産増減計算書、財産目録が承認されました。また、9人の理事と2名の監事が選任されました。

理事	※ 平松敏男	※ 天野勝昭	嶋村 稔	寺田和子	高原勝哉	若林久義	東 隆司	森 陽子
	中島豊爾	真邊和美	山本美津子					
監事	森本治雄	宮本由美子						(※は平成25年度選任理事)

○ 表彰・感謝状の贈呈

表彰状 菅形孝俊 VSCO 支援員 吉村万理 VSCO 支援員  
 感謝状 「株式会社フジワラテクノアート」 平成25年度多額寄附者  
 「財団法人厚生会」 平成23～25年度多額寄附者  
 「VSCOを支援する会」 平成23～25年度多額寄附者  
 宇高了介さん 正会員・理事としての功労者

○ 2013年度収支決算報告（概要）

収入については、正会員及び賛助会員からの会費、地方公共団体からの補助金・負担金、地方公共団体からの委託費、民間助成金、寄付金、募金等で、合計16,800千円で、支出については、相談事業費、直接支援事業費、相談員等養成研修事業費、広報啓発事業費、管理費等で、合計15,678千円である。当期収支差額は1,122千円で、これは新年度の運営に充てるものである。



○ 2014年度事業計画（重点目標）

2014度は、「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けて4年目であり、公益社団法人となって2年目であるので、次の諸点を重点目標として、特色ある活動を行う。

- (1) 犯罪被害者支援のための活動を、常時多面的かつ総合的に展開する。
- (2) 関係機関との連携を深める。
- (3) 地域の総合力を生かした活動を展開する。
- (4) 財政基盤を確立強化する。

○ 基調講演

演題「犯罪被害者家族の想い～悲しみとともに生きる～」  
 講師 殺人被害者遺族

社員総会後第1回目の理事会において、代業理事として平松敏男 業務執行理事として天野勝昭 嶋村稔 寺田和子の3人が、選定された。

# 被害者支援活動の実施状況

2014年1月～11月分

## 1 電話相談

■相談件数（継続相談を含む）

229（月平均21）

## 面接相談

■相談件数（継続相談を含む）

32（月平均3）

## ■面接相談の端緒

電話相談後	29	他機関の要請	2	計	31
-------	----	--------	---	---	----

## 2 相談の内訳

■男女別相談件数（継続相談を含む）

男	57	女	204	不明	0	計	261
---	----	---	-----	----	---	---	-----

■相談（被害）内容（継続相談を含む）

被害内容	件数	被害内容	件数
殺人・傷害致死	11	交通被害	11
強盗	0	暴力団犯罪	0
性的被害	77	悪質商法・ヤミ金	2
いじめ・虐待	15	財産的被害	4
暴行・傷害	20	その他の犯罪	13
DV	12	犯罪被害以外	72
ストーカー	24	計	261

## 3 紹介（件数）

VSCOの協力弁護士	8	県女性相談所	0
岡山弁護士会	0	県消費生活センター	10
LA岡山	0	その他の「おかやま被害者支援相談ネットワーク」加盟機関	1
法テラス岡山地方事務所	6		
精神科医	2	上記以外の機関	25
臨床心理士	0	計	52

## 4 紹専門家相談への橋渡し・裁判支援（回数）

専門家相談への付き添い	40	優先傍聴席の確保	1
専門家との連絡調整	23	遺影の持ち込み	0
被害届・告訴状の作成・提出	0	冒頭陳述の内容告知	0
警察との連絡調整	2	公判記録の閲覧・謄写	0
警察への付き添い	6	証人の遮へい・ビデオリンクなど	2
被害者連絡制度の利用	0	意見陳述のサポート	4
検察庁との連絡調整	4	法テラスへの付き添い	0
検察庁への付き添い	7	民事裁判・家事調停等への付き添い等	8
被害者等通知制度の利用	0	仲裁センターへの付き添い	0
不起訴記録の開示	0	加害者等との交渉への付き添い	0
検察審査会への申立など	0	出所情報の確保等	0
岡山県女性相談所への付き添い	0	再被害の防止	0
保護命令申立など	1	物品の供与・貸与	0
裁判所との連絡調整	0	警告等の申出のサポート	0
刑事裁判・審判への付き添い	19	VSCOでの打ち合わせ・調査等	30
代理傍聴	17	小計	45
小計	119	合計	164

## 5 生活支援・心の支援・自助グループ活動の支援（回数）

自宅等訪問	8	関係機関連絡会議への出席と連携	1
身の回りの世話	0	公営住宅等の確保等	2
病院（産婦人科医を含む）の紹介・付き添い	5	雇用等斡旋のサポート	0
エイズ検査への立会	0	引っ越し・住民票開示等	0
マスコミ対応	0	生活保護・生活資金の確保	3
精神科医の紹介・付き添い	59	在留資格の確保等	0
カウンセリング等	0	自助グループの開催	13
計		計	91

## 6 犯給金等申請の補助（申請した件数）

犯給金申請のサポート	0
犯罪被害者遺児等に対する奨学金給付のサポート	0
まごころ奨学金申請のサポート	0

## 7 支援基金（支給した件数）

全国ネット被害者緊急支援金の給付	7
VSCO 犯罪被害者支援基金の支給	17
VSCO 性犯罪被害者緊急支援金の支給	3

相談電話

にーさんこころに

**(086)223-5562**

毎週月～土（午前10時～午後4時）

祝日・年末年始は休みます

相談・支援は無料、秘密厳守

## VSCO の支援活動

### 電話相談



### 面接相談



### 自宅で性被害にあった A さん

岡山県内の大学で学ぶため、親元を離れ、アパートでひとり暮らしをしていました。事件以降、恐怖と不安で、眠れない、食べられない、フラッシュバックを起こす等の症状で通学ができなくなりました。事件のあった部屋では生活できず、友人宅を転々とする生活を送っていました。VSCO の支援で、卒業まで**公営住宅を確保**できました。

また、精神科の受診費用もなく、親にも相談できず困っていました。そこで、「**VSCO の犯罪被害者支援基金**」で、受診費用、薬代、交通費などを負担しました。また、受診の際には毎回、支援員が付添いました。その甲斐あって、徐々に元気を取り戻し、無事大学を卒業し、就職することができました。

### 交通事故で夫を失った B さん

検察庁の事情聴取や刑事裁判、民事裁判の際に VSCO の**支援員が付き添い**ました。毎回、同じ支援員です。意見陳述書を書こうとすると、事件を思い出し心が揺れます。一人では耐えられず VSCO に何度も電話をかけて胸の内を話されました。

裁判が終わった時の彼女の言葉です「VSCO の方には、**安心して事件の話ができました**。一緒に来てもらって本当に心強かったし、気持ちを聴いてもらえて助かりました。」

### 病院への付き添い



### 裁判の付き添い



### 殺人事件で、娘を失った C さん

**被害者参加制度**を利用し、加害者と戦いました。C さんのご両親も高齢ながら、裁判の傍聴に駆けつけられました。法廷で明らかになっていくかわいい孫の悲惨な最期に、気分が悪くなり、中座されることもありました。

精神的にも身体的にも限界を感じながら傍聴されるご家族に、支援員は**ずっと寄り添い**ました。

### 昼間、性被害にあった D さん

道を歩いていて、突然、複数の男性によって車に連れ込まれました。誰にも事件のことを話せずに 2 日経過。やっとの思いで VSCO につながりました(被害後 72 時間以内)。本人の「忘れたい」という思いが強く、警察への届け出には至りませんでした。岡山県警察の「性被害に関する公費負担制度」が、適用されないので、「**VSCO 性犯罪被害者のための緊急支援金**」で、初診料、検査経費、緊急避妊措置経費を負担しました。

産婦人科の受診には、一人では不安なので、毎回支援員が付き添いました。また、他の患者さんと接することなく受診できるようにと**病院の配慮**がありました。

### 警察への付き添い



### 自助グループの援助



## 犯罪被害者支援を考える市民のつどい

### 小早川明子さんの講演と対談を聴いて

7月5日にルネスホール（岡山市）にて、VSCO と岡山市の共催で「犯罪被害者支援を考える市民のつどい」を開催した。NPO 法人ヒューマンティーマネジメント理事長・小早川明子さんの講演「ストーカー被害から命を守る」と小早川さんと VSCO の高原理事との対談「ストーカーを考える」に、102 人の来場者があった。



#### 被害者の代理人

小早川さんは、ご自身もストーカー被害者である。その被害にあった時に、「相手をいくら捕まえてもすぐに出てきてしまって、また狙われるのであったら、一生逃げなくちゃいけないんじゃないか、**誰か私の代わりに相手と会ってもらいたい**」という切実な願いを持った経験から、少しでも被害に苦しんでいる人の役に立てれば、と「被害者の代理として加害者と会って、**被害者の盾になる**」という方法で、ストーカー被害者の支援を行う仕事をされている。

#### ストーカー被害の実態

ストーカー被害者は、重大事件にまでならずとも、つきまとい、暴言などで**心を殺されるほどの精神的な被害**に遭い、立ち直るまでに大変な労を要する。小早川さんも被害に遭うことで、**仕事を失い、家族を失い、心を失い、辛い日々を過ごされた**。しかし、今は自分の被害の「**危険度（ポジション）**」が分かるので、**むやみに怯えないで済むようになった**、と言われる。

また、被害者の中には加害者に「お前が悪い」と言われ続けることにより、自分を責めるようになり、自分が被害者だという自覚がない人もいる。

ストーカー問題の解決には、まず、自分が被害者だ、という立場をしっかりと確認し、さらにどのようなポジションの被害者か、を見極めることが必要である。

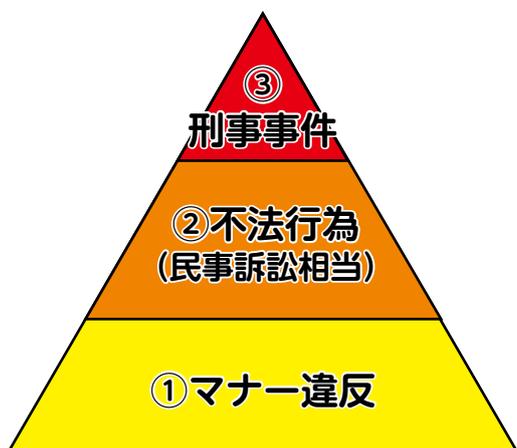
その際に使われるのが、小早川さんが考案した**2つの三角形の図（図参照）**である。

#### ストーキング行為の被害度

まず一つ目の三角形は「**ストーキング行為の被害度**」として、法律的に**①マナー違反**、**②不法行為（民事訴訟相当）**、**③刑事事件**、の3段階に分けてある。自分の被害はマナー違反レベルなのか、それとも民事の慰謝料請求ができるような、実損害を与えられている被害なのか、またはさらに悪質性のある、刑罰法令で犯罪と定められているような被害なのか。一言でストーカーといっても段階があるので、この図で確認すると、自分はマナー違反程度の被害者だと思っていた人が、実はひどい刑事犯罪の被害者だった、ということが分かる場合がある。

そうして**自分のポジションが分かる**と、これからどうしたらいいのか具体的に考えられるようになり、心を強く持つことが出来るようになる被害者もおられる。

### ストーキング行為の被害度（被害者と一緒に考える）



刑事事件	文言が「呪ってやる」「殺してやる」「火をつける」「人生を破壊する」などの <b>脅迫</b> 。複数回の待ち伏せや住居侵入、職場への嫌がらせ、追いかけて、復讐行為の依頼など。（ <b>ストーキング中毒症</b> ）
不法行為	メールや電話の文言が、「誠意を見せろ」「責任をとれ」「死ね」「消えて欲しい」「死んでやる」など、 <b>相手に恐怖を与えるもの</b> になり、会社で待ち伏せされるような事態（ <b>経済的・精神的実損を伴う</b> ）（ <b>ストーキング依存症</b> ）
マナー違反	いくら拒絶しても、「愛している」「付き合いたい」「離れたくない」など <b>追いつがる</b> ようなメールが送られてくる。贈り物や花束が届けられる。

## 心理レベルでの危険度と対応

下の図では、「心理レベルでの危険度と対応」として加害者の内面の危険度を量り、相手がどういう危険性、逼迫性を持っているのかを見極める。下の図のように①**リスク**（可能性）（対応として当事者間ではっきりと「別れたい」と言う）、②**デインジャー**（危険性）（弁護士などの第三者が間に入って対応する）、③**ポイズン**（有毒性）（警察に被害届を提出したり、告訴をし、最悪の事態の回避を最優先に行う）、と段々と**レベルがエスカレートしていく**のが、加害者の特徴である。

また、「相手を一方的に追い詰め、苦しめていることを自覚しながらも相手に好意を持たれる望みをかけている」というのがストーカーの特徴の一つであるので、加害者は①**リスク**の段階では、まず「もう一度やりなおそう」と「お願い」をしてくる。その次になると「こうなった責任を取れ」という「要求」をしてくる②**デインジャー**の段階になる。そして、「もう二度と相手に会うことができない、望みが絶たれた」という状況になると、③**ポイズン**の段階になる。これになると、もう「要求」ではなく、名誉毀損、住居侵入、殺人などの犯罪行為に及ぶようになる。

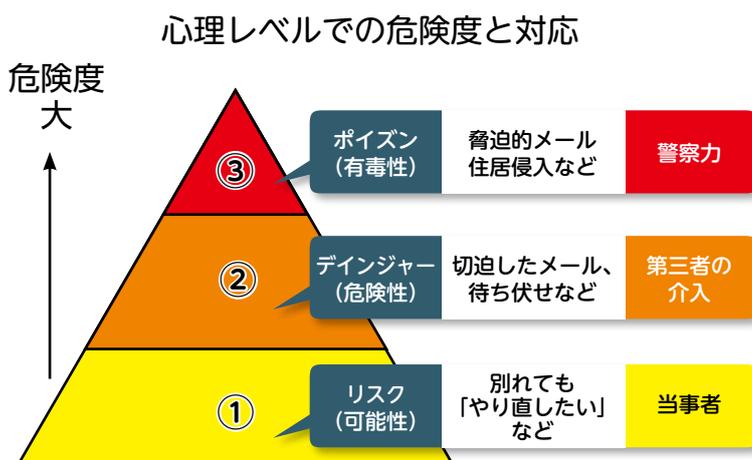
このような特徴を持つ加害者に対するには、「**ストーカー行為が違法**であることを教える」、「**常識を言い続ける**ことを忘れないようにする」（「加害者に向き合う手順」）、などをふまえて臨むことや、できるだけ**早い段階で周り**



**に相談**し（周囲の人のサポートが大変重要である）、専門家に相談に行くということが大切である。

そして、前述の③**ポイズン**になった場合、加害者から被害者を引き離すか、または加害者を捕まえてもらうことで距離を作らないと、危険は防げない。そのために警察や弁護士の介入が必要になってくる。

誰かが**加害者の危険度を量り、実際に事件を起こす前にそれを制止する役割**、そういった第三者が介入して犯罪を防ぐシステムが日本にはない。そのシステムが犯罪の防止には必要だと小早川さんは言う。



警察力	一刻も早く逃げるか、相手を排除するか、少なくとも加害者の行動を見張らなくてはならない。 <b>（最悪の事態の回避が最優先）</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 証拠を採取して直ちに<b>被害届、告訴→逮捕</b></li> <li>● 一時身を隠したり、居場所や通勤経路を変えるなど。<b>身辺警護</b>をつけることも。</li> <li>● 可能なら、措置入院や応急入院なども。</li> </ul>
第三者の介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者が早急に加害者と面接するか、弁護士が代理人になる（<b>被害者の保護</b>）。</li> <li>● 家族、会社、学校など、身近で大切な関係者に報告—何かあったときには直ちに対応できる態勢を作ってもらう。できれば緊急時に身を隠せる場所のめどをつけておく（被害者の保護）。</li> <li>● これまでの記録を用意する（警察に訴え出る支援）。</li> </ul>
	● 最低でも <b>警告の申し出</b>
当事者間	<p>（破恋型の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>貸し借りは清算</b>した上で、はっきり「別れたい」という。2人にならない環境で（喫茶店など）。</li> <li>● 以後2人きりになることは避ける。</li> <li>● 2人の別れ話をLINEなどで他人に知らせたりしない。</li> <li>● この段階では、すべての連絡先を閉じてしまわないで、メールアドレスだけは残しておく。後で証拠にもなる。返信は、誰に見られてもいいような内容で。一貫性のある主張、<b>いい加減な謝罪はしない</b>。</li> <li>● 心配性や血気盛んな人、<b>新しい恋人には、相談しない</b>。</li> </ul>

## 弁護士・支援員の役割

このような現状で、被害者の相談に乗り、解決への道筋を見定め、被害者が何を望んでいるのか一緒に話し合う事が出来て、**実際に動いてくれるのは、弁護士**ではないか、と小早川さんは言う。弁護士は加害者とも被害者とも会うことが出来る両方の立場を持つ。その役割に大きな期待を寄せられている。

また、それに加え、被害者支援団体の**支援員の役割**も大きなものがあると思う。

VSCO では相談に来られた被害者に、必要であれば犯罪被害に精通した**弁護士や精神科医への橋渡し**をしたり、**警察に行く時の付き添い、心の支援**などを行っている。また、被害者との面接の時に三角形の図を使った被害状況の確認や、ストーカー被害とはどういうものかの説明、被害を防ぐにはどのような方法があるか、生活扶助の方法などの情報提供も行う。

このような情報を得て、被害者は自分のポジションを確認し、これからの対策をしっかりと考えていくことが大切である。

### ストーカー化しやすい人の特徴

- A. 鏡を見る回数が極端に多い
- B. 1人で外食ができない、店員への態度が悪い
- C. 人の批判が好きだが、批判されるとすぐに機嫌が悪くなる
- D. 嫌みを言ったりカマをかける、人の悪口を言うことが多く評価もころころ変わる
- E. 恋人が髪型を変えたり新しい洋服を着ていたりするとすぐに気がつく
- F. 恋人の会社の同僚や友達の名前を知りたがる
- G. 恩着せがましく、褒められていないと機嫌が悪くなる
- H. 恋人のケータイを見る 予定を聞きたがるなどの干渉が多い
- I. 時間や道徳、マナーに厳しい
- J. 旅行の計画は綿密に立てる
- K. ケンカをしても決して謝らない 言い訳がうまい
- L. 過去の自慢話が多く、すぐに専門用語を使いたがる
- M. 用もないのにメールを頻繁に送る、すぐに返信しないと怒る
- N. お風呂やサウナなど、気持ちよくなれることが大好き
- O. お腹が空くと不機嫌になる
- P. エアコンはいつも自分の適温で調節する

### 加害者の特徴

- ① 確固たる心理的動機があり、**正当性**を妄想的に信じ込む
- ② 相手を一方的に追い詰め、苦しめていることを自覚しながらも相手に**好意を持たれる望み**をかける
- ③ ②の望みが絶たれた時、**心のバランスは憎しみに反転**、自殺または相手を殺害することもある

実際に VSCO に来るストーカーの相談には、まだ犯罪行為までは至っていないが、これからストーカー行為がエスカレートしていくのではないかと不安に思い、**相談電話**をかけて来られる方も多し。そのような相談者に上記のような情報提供をすると、それだけで安心し、怖さから解放され、通常の生活に戻られる方もいらっしゃる。講演の中で「**その人らしい人生を送らせるのが支援**」という言葉があったが、そのための一歩としても、まずは情報提供、そして専門家への橋渡しと、暗闇の中で何も見えず、どうすればいいのか分からず、不安を抱えている被害者の方にとって、支援員が一筋の希望の光を示せる存在になれば、と思う。

### 加害者への対応

また、小早川さんは「**加害者が警察に捕まっても、根本的な解決にはならない**、加害者の心の状態を把握



して治療する必要がある」という思いから、加害者のカウンセリングも行っている。その方法として、「条件反射制御法」という治療法に期待を寄せておられる。

このように支援には、精神的な治療者、警察、弁護士、支援団体、それぞれがタッグを組み、連携していくことが大切である。

### 終わりに

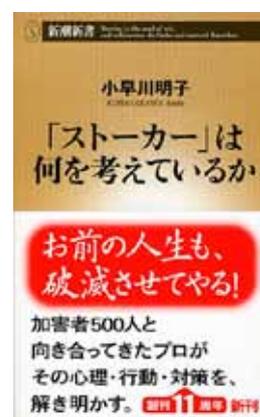
小早川さんは「とにかく**被害者が自分の人生を邪魔する者と闘う、という強い意思をしっかりと持つ**ということが大事」と言う。その厳しい言葉と、三角形の図に見られるような冷静な分析に、ストーカーに悩む誰もが暗いトンネルから抜け出し、希望の「芽」を探しだしてほしい、という切実な願いが垣間見える。ご自身で「私は専門家である以前に、一人の被害者に過ぎない」と言われるように、それは被害者であった過去の経験から来ているものであり、ストーカーの被害者が立ち直ることがどんなに大変か、を身をもって経験している者であるからこそ、出来る支援であるように思う。そして、困っている者を見捨ててはおけない、という支援者に必要な、もともとの素質と「志」を十二分に持ち合わせておられる方であると感じる。

支援の方法は違って、犯罪被害者支援という同じ目的を目指す同志として、これからも小早川さんの活動に注目していきたい。

(VSCO 支援員 吉村 万理)

### 加害者に向き合う手順

- 拒否されているのに付きまとうことは**違法行為**であることを教える
- どんな時でも**常識を伝える**ことを忘れない
- 被害者の気持ち（離れたい）を伝える
- 被害者に伝えたいことはストーキングではなく代理人を通すように加害者にお願いする
- 直接の連絡は“つきまとい”になることを伝える
- 双方の**意義や債権債務の整理**の手助けをする
- こだわる細部をともに検討し“答え”を見つける
- 自分の感情は自分で処理する責任があること、相手に処理を求めないことを理解させる
- **依存する心理・コンプレックス・孤独**を認め受け入れられるようサポートする
- **相手と離れる決断**と、その先の**未来をイメージ**できるサポートをする



図・表は、小早川明子さん講演資料  
小早川明子さん著『「ストーカー」は何を考えているか』（新潮文庫）より  
講演と対談の全文は、VSCOのホームページをご覧ください

## 真庭市でフォーラム

10月11日（土）岡山県警とVSCOの主催で、真庭市の久世エスパランドで「犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるためのフォーラム」— 犯罪被害者の声を聴いてください— が、開催されました。

### 被害者遺族の加藤裕司さんの基調講演

フォーラムでは、強盗強姦殺人・死体損壊・死体遺棄等事件被害者遺族の加藤裕司さんが、基調講演を行いました。

加藤さんは、27歳のお嬢さん「みさ」さんを会社の元同僚によって、殺害されました。いつも遅くなる時は必ず連絡してくる「みさ」さんが、夜遅くになっても会社から帰らず、消息が分からなくなってしまいました。その後、何の落ち度もないお嬢さんが、理不尽にも犯人によってひどい目に遭い、殺され、また、遺体もばらばらにされ、捨てられてしまったことが分かりました。

加藤さんの体験に、集まった人達も、息をこらして聞き入りました。殺害1時間前の「みさ」さんの、いきいきとして愛くるしいご様子。中学生の時から写真の数々に、涙を流す方も多かったです。「みさ」さんには、当時、将来を約束した婚約者もおられました。「こんな事件に、もし巻き込まれていなければ、私は、2年後の今、孫をこの手に抱いていたと思います。」犯人は、「みさ」さんの、そして、ご家族の未来をも奪ったのです。

加藤さんは、講演の標題を「～悲しみを乗り越えて、今～」と、されました。加害者に復讐することばかり考えていたけれど、これからは天国にいる「みさ」が誇らしく思うような活動をしていきたい。また、そのような父親でありたい。と、おっしゃいました。加害者を死刑にすること、そのために闘って（戦って）こられた加藤さんが、今、悲しみを乗り越えようとされています。

### 「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの取り組み」

フォーラム後半では、「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター」についてVSCO支援員が、説明を行いました。

VSCOへの犯罪被害の相談の中で、性犯罪被害は、毎年、犯罪被害全体の約30%から40%を占めています。

#### 女子大生へのアンケート

VSCOでは、平成23年内閣府の「平成23年度地域における男女共同参画連携支援事業」で、岡山県内の性的被害の実態調査を行いました。県内の4つの大学の女子大生、1311名を対象に「性的被害に関するアンケート」を配布しました。回答があった594名中、45%もの女子大生が、

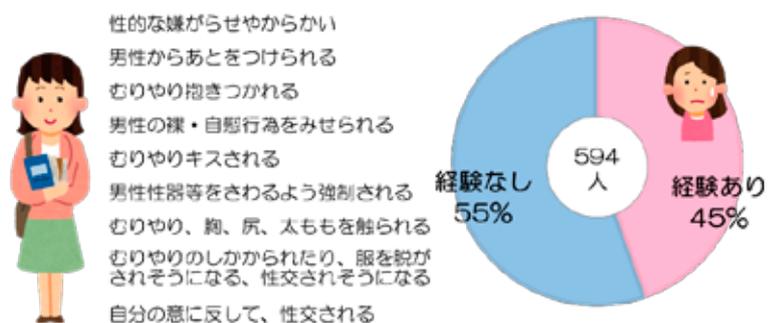


9町村が合併してできた真庭市は、蒜山三座や津黒高原、湯原温泉やバイオマスでも有名です。「市の南から北までは、車で1時間半かかります。（真庭市生活環境部・川本信義部長）。



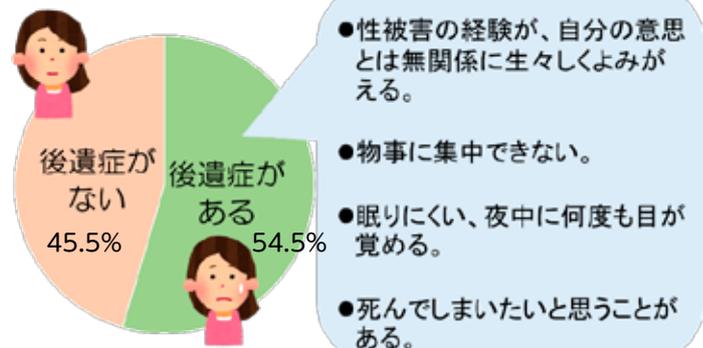
#### 平成23年内閣府委託の性被害実態調査

##### 岡山県内の女子大生へ 性的被害の経験の有無



- 性的な嫌がらせやからかい
- 男性からあとをつけられる
- むりやり抱きつかれる
- 男性の裸・自慰行為をみせられる
- むりやりキスされる
- 男性性器等をさわられるよう強制される
- むりやり、胸、尻、太ももを触られる
- むりやりのしかかられたり、服を脱がされそうになる、性交されそうになる
- 自分の意に反して、性交される

##### 性被害の後遺症



- 性被害の経験が、自分の意思とは無関係に生々しくよみがえる。
- 物事に集中できない。
- 眠りにくい、夜中に何度も目が覚める。
- 死んでしまいたいと思うことがある。

何らかの性的被害の経験があることが分かりました。この中で、性被害を受けたと思っている人は77名、このうち、友人や家族などにも話をしたことがない、誰にも相談をしたりしたことがない人が、22%いました。また、性被害を受けたと思っている人のうち、54.5%の人が、なんらかの**後遺症**があると答えました。

**多くの女子学生が性的被害にあったことがあり、被害にあっても、ひとりで抱え込んでいる実態**が明らかになりました。

### 性犯罪被害者の困っていること

今まで、VSCO が支援してきた性犯罪被害者が困っていることは、次のようなことです。

まず、体の心配があります。**性感染症**にかかっているか。**妊娠**させられていないか。**エイズ**をうつされていないか、などです。妊娠を防ぐためには、被害後およそ**72時間以内**に緊急避妊薬を飲まなければなりません。

また、体の治療がすすんでも、被害後、ご飯が食べられない、眠れない、などで困る人もたくさんいます。

Aさんは、被害後、ご飯が食べられないし、眠れない、また、自分が汚れてしまったとの思いから、子どもが「ママ」と、抱き付いてきても、思わず手を払いのけ拒絶してしまいました。職場の同僚から被害を受けたため、仕事に行けなくなりました。結局、退職に追い込まれ、次の就職先を探しますが、「レイプ被害にあったから仕事に行けなくなった」とは言えず、なかなか、**就職できません**でした。

Bさんは、寝ている間に知らない男性が家に入って来て暴行されました。その後、また、襲われるのではないかという**恐怖**で、実家に2人の子どもを連れて帰りました。必要な物を取りに帰るときも誰かに付いて来てもらわないと、こわくて家に入れません。子供の学校のことや、家賃のこともあり、なかなか引っ越しもできません。



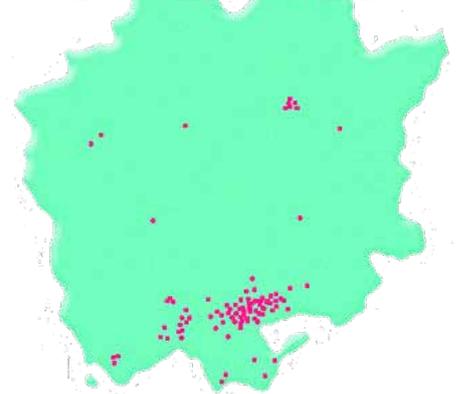
### 岡山県産婦人科医会との協定

被害にあったら、まず**被害者の体と心**を守らなくてはなりません。そのためにVSCOは、岡山県産婦人科医会と、平成25年1月に協定を結びました。岡山県の産婦人科医会所属の産婦人科医は、県内に130人以上います。

性犯罪被害者は、体を守るためにも、一刻も早く産婦人科医で診察を受けなければなりませんし、警察に訴えるためには**証拠の採取**も必要です。産婦人科の受診にあたっては、自宅や職場の近くに行きたい人もいれば、近場を避けたい人もいます。性犯罪被害者が、これらの医療機関を受診したら、医師がVSCOの紹介をし、支援を説明します。

また、VSCOを訪れた被害者には、産婦人科医の診察を勧め、必要な場合は、支援員が付き添います。このとき、産婦人科医からVSCOへ、VSCOから産婦人科医へと書類が作られます。これは、何度も何度も被害の話をしなければならぬという**被害者の負担を軽く**するためです。

### 岡山県産婦人科医会



### 性犯罪被害者への支援

岡山県警察では、**性犯罪に関する公費負担制度**があります。強制わいせつや強姦などの性犯罪被害で産婦人科を受診した場合の初診料や検査、緊急避妊などの経費を公費で負担するというものです。しかし、性犯罪にあっても警察に相談することをためらう人や、適用にならない場合もあります。その場合、この公費負担制度が利用できません。そのような被害者のために、VSCOは独自の制度を設けました。それは、「VSCOの紹介によって、

VSCOの経済的支援	
●	性犯罪被害者のための緊急支援金（産婦人科の費用）
●	犯罪被害者支援基金（精神科の費用）
(1人あたり1回5,000円で、年間30,000円まで)	

被害後 72 時間以内に性感染症の検査・治療、緊急避妊措置を受けられた性犯罪被害者に、VSCO がその費用を負担する」というものです。

また、VSCO が提携している医師・検査会社の協力で、**エイズの無料検査**も行っています。

### 支援センターの必要性

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの目的は、性犯罪被害者の心と体を守ること、と、**被害後の自立**を助けることです。心と体を守るためには、被害直後からの支援が必要です。そして、総合的な支援を 1 カ所で提供する必要もあります。

また、警察へ届け出することは、事件に対して区切りをつけることに繋がり、**その後の自立**に大きく影響します。被害者参加制度を利用し、法廷で意見陳述を行った C さんは、「警察に届出をし、裁判をしていく中で**悪いのは自分ではなく、加害者なのだ**と、確認できました。」と、話されています。

自宅で被害にあって、そこに住めなくなってしまった B さんの場合、VSCO は、市営住宅の「目的外使用」を利用させてもらうように市役所に働きかけました。そして、無事に引っ越すことができました。被害後の安全な生活のために、このような市町村との連携も欠かせません。岡山県では、岡山県犯罪被害者等支援条例が 2011 年 4 月に施行されました。また、翌年までに、県下の **27 全ての市町村で犯罪被害者のための支援条例**が施行されました。これは、全国初です。

### 支援センターのしくみ

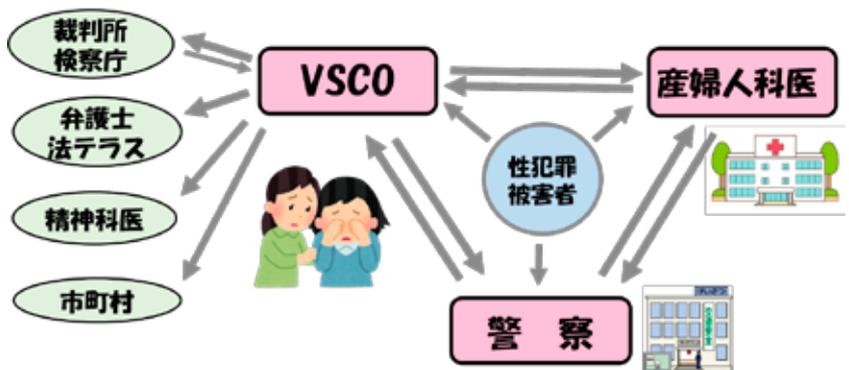
**産婦人科医に行ったとき** 性犯罪被害者が岡山県下の産婦人科医会所属の産婦人科に行った場合、被害直後、特に **72 時間以内に性感染症の検査や治療・緊急避妊**を受けます。産婦人科では、産婦人科医が VSCO を紹介します。被害者が希望すれば、VSCO に繋がり VSCO の支援を受けることができます。また、被害者が希望すれば、産婦人科医が警察に連絡し、証拠採取を行います。

**VSCO に相談したとき** VSCO に相談をした被害者には、**産婦人科医を紹介**し診察を受けるように勧めます。受診に際しては、VSCO の支援員が付き添って行くこともあります。また、VSCO は被害者が希望すれば**警察に届け出**をし、告訴や刑事裁判手続きの支援を行います。被害者が眠れない、食べられない、フラッシュバックがある、などのときは、VSCO が提携している**精神科医**を紹介、付き添いを行います。少しのお薬を飲むだけであとの生活が楽になる人もいます。しかし、受診費用の工面が難しい方もいらっしゃいます。そのような被害者のために、診察費・薬代・交通費などを負担する制度（犯罪被害者支援基金）もあります。一人当たり、1 回 5,000 円、年間 30,000 円を限度に VSCO が負担します。

また、今まで住んでいた家に住めなくなる、仕事を失うなどの時には、**市町村の担当者**と連携し、市営住宅などの公営住宅の「目的外使用」等の支援も行います。

**警察に相談したとき** 被害者が警察に届け出た場合、警察は被害状況の詳細な聞きとり、**事件の捜査、再被害防止**を行います。また、警察では、本人が希望すれば、**VSCO を紹介**します。

### 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターのしくみ



### 皆様のご協力を

性犯罪被害にあった時、警察、産婦人科医、VSCO の、どこに相談してもこのような総合的支援が受けられるように、また、性犯罪被害者の心と体を守るため、自立を助けるため、VSCO を中心としたこのような性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターを立ち上げました。しかし、このセンターが十分に機能するようになるためには、県民の皆様が VSCO の事をよく理解していただき、また、それぞれの機関にご協力をいただかなくてはなりません。善良な市民が、なんら落ち度がなくても、様々な犯罪に巻き込まれることのある現代です。犯罪に巻き込まれてしまった人のために、ひいては**安心安全な岡山県**を作るため、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

イラスト：いらすとや

**安全安心な岡山県をつくりたい！**  
**犯罪の被害にあわれた方やその家族ご遺族の力に少しでもなりたい！**  
**そんな思いをお持ちの方、あなたのお力をぜひお貸してください！**

### 正会員・賛助会員になってサポートしていただけますか

年会費は、次のとおりです。

**正会員** 個人 1口 10,000円   **賛助会員** 個人 1口 2,000円  
 団体 1口 30,000円                      団体 1口 10,000円

入会申込書は、ホームページからダウンロードできます。また、ご連絡いただければ、送付します。

記入後、郵便またはファックスでお送りください。事務局から払込取扱書を郵送しますので、会費の振り込みをお願いします。

※ 賛助会員は、税額控除の対象となります。  
 ご寄附いただいた場合も同様です。

### 犯罪被害者支援自動販売機の設置にご協力ください

VSCOでは関係各位のご協力によりVSCO独自の自販機を設置しています。  
 自販機の設置者から販売手数料の一部を寄付していただくものです。社会貢献の一環としてこの自販機を設置していただける企業や団体を募集しています。  
 11月30日現在、次の8か所に設置していただいています。

(岡山市) 岡山県看護会館、慈恵病院建設工事現場、川崎病院建設工事現場、済生会病院建設工事現場、フジワラテクノアート、上気元整骨院、備前自動車岡山教習所  
 (高梁市) 高梁市役所本庁舎建設工事現場



### 本で広がる支援の輪 ～ホンデリング～ にご協力ください



申込み方法

- ① 不要になった書籍を、所定の申込書とともに、段ボール箱や紙袋に詰めて、**段ボール箱等の表面にVSCOのホームページからダウンロードした申込書を貼ってください。**  
 ただしISBNのない本・百科事典・個人出版本・雑誌は取り扱いできません。
- ② (株)バリューブックス Tel.0267-75-9380へ「ホンデリング申込み」と電話をしてください。

- ③ ヤマト運輸が指定場所（自宅等）指定時間に引き取りに来てくれます。（5冊以上は送料無料）
- ④ 市場価格を考慮した買い取り相当額がVSCOの上部団体である全国被害者支援ネットワークを通じて、VSCOに寄付されます。

### 募金箱の設置をお願いします

店舗や病院・企業などにVSCOの募金箱を置かせてください。  
 11月30日現在、岡山県遊技協同組合の加盟店・病院・美容院・喫茶店等47か所に設置していただいています。



ご不明の点は、VSCOの事務局（Tel.086-223-5564）へお問い合わせください。

# 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（V S C O） 会 員 名 簿

(2014.12.20 現在 50音順 敬称略)

会員の皆様、いつもご支援ご協力ありがとうございます。今後とも宜しくお願い申し上げます。

## 正会員 【個人】

逢沢一郎	衆議院議員	佐藤真治	岡山県議会議員	播間友恵	主婦
阿部俊子	衆議院議員	嶋村 稔		東 隆司	弁護士
天野勝昭	社会福祉法人三慶会（理事）	城崎誠二	会社員	姫井由美子	もと参議院議員
荒木信之	弁護士	菅形俊孝	備前焼窯元 天地窯	平井昭夫	弁護士
有岡道博	施設職員	菅波 茂	AMDА グループ代表	平松敏男	弁護士
安藤清和	会社役員	角南真澄	自営業	平松真紀	弁護士
家野昌子	非常勤講師	陶浪保夫	弁護士	福嶋正史	
板野次郎	弁護士	高井崇志	衆議院議員	藤井秀孝	弁護士
井田千津子	弁護士	高橋園子		藤井康功	柔道整復師
井上健三	弁護士	高橋 雄大	岡山市議会議員	藤浪秀一	弁護士
井上志乃		高原勝哉	弁護士	堀井茂男	慈圭病院（院長）
井上雅雄	弁護士	高原俊彦	岡山県議会議員	前原幸夫	税理士
井上陽介	弁護士	田尻祐二	岡山市議会議員	松村健生	会社員
植田敬三	自由業	田中紀章	元医師	松村守佑子	大正琴演奏者 みゅーじっくらいん琴友会代表
上田紗英子	弁護士	種田和英	弁護士	松山正春	医師
植田親和	明誠学院高校（専務理事）	田淵浩介	弁護士	真邊和美	女性問題アドバイザー
宇高了介	㈱イトコンサルタント（専務理事）	田村比呂志	弁護士	水内淳一	
内田満里		辻 龍雄	歯科医師	宮本美穂子	弁護士
采女富子		坪井一彦	社会福祉ボランティア士	宮本由美子	弁護士
梅里伸正	団体役員	津村啓介	衆議院議員	三好英宏	弁護士
江尻 健二	農業	寺田和子	保健師	村田吉隆	もと衆議院議員
江田五月	参議院議員	飛山美保	弁護士	森 伸子	認定心理士
江見由香里		富岡 美佳	山陽学園大学 准教授	森 陽子	心理カウンセラー
大内 茂	会社役員	中島豊爾	医師	森本治雄	税理士
大藪順子	フォトジャーナリスト	永瀬隆一	有限会社ナガセ	森脇 正	弁護士
小川 健	会社役員	中野博史		森脇久紀	岡山県議会議員
奥田哲也	弁護士	中原清克	行政書士	安田 寛	弁護士
小野静子		鍋島 千秋		山口三重子	岡山県立大学（看護教員）
改発邦彦	明誠学院高等学校（副理事長）	成本 剛	会社役員	山崎悦子	保健師
加藤航平	弁護士	新谷恭二	リスキ岡山東代表	山下 貴司	衆議院議員
桐野忠夫	地方公務員	西野淑子	弁護士	山本美津子	
高祖日出夫	高祖酒造㈱代表取締役	丹羽一裕	弁護士	吉澤國治	税理士
小阪美穂子	主婦	萩原誠司	美作市長	吉次立身	会社役員
國府一夫	明誠学院高校（監事）	橋本 岳	衆議院議員	吉村充司	備前自動車教習所 代表取締役
作花知志	弁護士	長谷川正弘	弁護士	若井たつ子	
佐古信五	岡山県議会議員	原 功一	医師	若林久義	会社役員

以上の他に匿名希望 33 名、合計 141 名です。

## 正会員 【団体】

株式会社小倉組
株式会社サンエイシステム
医療法人創和会

蜂谷工業株式会社
株式会社フジワラテクノアート
明誠学院高校

以上の 6 団体です。

## 賛助会員 【個人】

安藤稔枝	小野富貴子	小林清次	高原正明	長谷川曜子	光畑俊行
池内俊介	笠原孝子	崎本敏子	高山憲三	花田雅行	三原誠介
池本しおり	片山和良	左居康雄	達野克己	平田祥之	三宅洋子
石井光子	片山幸子	佐藤悦子	谷正太郎	平松知枝	六野和也
石故幸子	加藤紀文	佐藤圭子	寺田和子	平松泰江	森 明子
猪木健二	金澤典子	佐棟敏男	寺田加代子	福田通雅	森 恒
井村誠	金島尚子	沢田直子	時尾博幸	藤田紀美子	森谷昌浩
岩津安閑	川上章義	沢田穂積	土手口輝美	藤原恭子	森寺克好
植田昌吾	河端武史	芝田正剛	中磯千尋	藤原悠紀子	山崎崇行
江尻美恵子	木口兵衛	神土純子	長尾八重子	船田幸枝	山崎真男
大川邦子	木下泰子	菅形基道	長崎司	本城宏一	山崎資司
大熊公平	日下知子	杉谷妙子	中塚多聞	松永時子	山田成一
大熊昌子	久保智永子	鈴木知恵	中原聡子	松村望東美	山本賢昌
大角昌子	黒瀬治樹	妹尾さくら子	中原富二雄	丸山美奈子	山水祐喜子
太田垣弘枝	黒田梨美子	曾根大輔	中村正章	三浦一男	山本泰弘
岡崎弘子	黒田征裕	高橋茂	中山淳子	三浦嗣男	吉本公子
奥田さち子	蔵野美佐子	高原佳代子	中山美恵子	水川美代子	渡辺節生
尾嶋政江	桑田優子	高原太郎	野中武	光岡孝志	

以上の他に匿名希望 112 名、合計 219 名です。

## 賛助会員 【団体】

有限会社 e.k コンサルタント	サキヤクリエイト株式会社
株式会社アイスライン	サンコー印刷株式会社
株式会社大手饅頭伊部屋	公益財団法人慈圭会慈圭病院
岡山県貨物運送株式会社	医療法人清水レディス・クリニック
一般社団法人岡山県損害保険代理業協会	医療法人清梁会高梁中央病院
おかやま信用金庫	株式会社中国銀行
医療法人社団操仁会岡山第一病院	有限会社土屋コンピューター会計
岡山トヨペット株式会社	株式会社トマト銀行
お食事がーでん花食	医療法人なかの歯科クリニック
オリエンタルフォレスト治療院	ナカシマプロペラ株式会社
公益社団法人 岡山県看護協会	有限会社ニューカヌメ美容室
特定非営利活動法人岡山県福祉まちづくり協会	備北信用金庫
弁護士法人岡山パブリック法律事務所	更生保護法人備作恵済会古松園
司法書士法人楷の木合同事務所	有限会社フレイズ
株式会社クラカン	医療法人社団明和会ペリネイト母と子の病院
クラブン株式会社	三井住友海上火災保険株式会社岡山支店
株式会社 廣栄堂	宮本法律事務所
みのるホテル事業株式会社 (後楽ホテル)	株式会社山田養蜂場
山陽事務機株式会社	一般財団法人共愛会芳野病院
株式会社山陽新聞社	株式会社ワンク通商

以上の他に匿名希望 6 名、合計 46 名です。

# 平成27年被害者支援員養成講座(VSCO主催、岡山県後援)を受講してみませんか?

犯罪のない、安全で安心な社会の実現は、国民すべての願いです。しかし、近年理不尽な犯罪が後を絶たず、犯罪被害者の多くは、その権利が尊重されてないばかりか、十分な支援を受けられず、社会の中で孤立することを余儀なくされてきました。また、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

私達は、誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者の声に耳を傾けるとともに、地域の力でその支援活動を展開したいと考え、2003年11月にこのセンターを立ち上げて以来、その後犯罪被害者等基本法の成立(2004年)、犯罪被害者等基本計画の閣議決定(2005年)、刑事裁判への被害者参加(2008年12月スタート)、第2次犯罪被害者等基本計画の閣議決定(2011年)等法制度も整備されるとともに、岡山県では、2012年4月1日から全国で唯一県下27市町村のすべてにおいて犯罪被害者等の支援条例が施行されております。他方当センターも現在では支援員計30名が電話相談員・直接支援員等として日々活動しております。そして、このたび、2015年度の支援員養成講座を開催し、支援員(第11期生)を募集することとなりました。「人間として被害者を放置できないと考える感性が豊かな方」が、多数応募されることを期待します。また、研修委員会の判断によって受講をお断りすることがあります。



(基礎講座のひとつです)

**基礎講座**

定員 30名 講座回数 6回  
 会場 きらめきプラザ(岡山市北区南方)  
 受講料 6,000円(資料代込み、初回一括)  
 申込締め切り 平成27年5月15日(金) 申込用紙は下記サイトから

第1回	5月16日(土)	開講式、被害者の声、支援員としての体験から、被害者支援の歴史、VSCOの活動内容等
第2回	5.6月中	刑事裁判の傍聴と解説
第3回	6月6日(土)	交通事故被害者のサポート、DV被害者のサポート、悪徳商法など消費者被害について
第4回	6月20日(土)	性犯罪被害者のサポート、ストーカー被害者のサポート
第5回	7月4日(土)	児相の働き、経済的被害の回復について
第6回	7月18日(土)	最愛の家族の命を奪われた遺族の立場から、閉講式

※時間は、13:30~16:30(第2回を除く)

基礎講座修了者(原則皆勤の方)の中から希望で(研修委員会の審査あり)

**中級講座**

定員 20名 講座回数 6回  
 受講料 6,000円(資料代込み、初回一括)

第1回	8月1日(土)	開講式、特別講演「支援者のストレスとサポート」、自分自身を知りましょう
第2回	8月29日(土)	電話相談の基礎
第3回	9月5日(土)	電話相談の実際
第4回	9・10月中	検察庁見学
第5回	10月3日(土)	直接支援の実際(1)
第6回	10月17日(土)	直接支援の実際(2)・(3)、閉講式

※時間は、13:30~16:30(第4回を除く)

本人の希望と面接(10月24日午後)、VSCOの審査

**被害者支援補助員として登録**

詳しくは、VSCOホームページ

VSCO	<b>検索</b>
------	-----------

岡山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体  
 全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援団体

**公益社団法人被害者サポートセンターおかやま**

事務局 〒700-0818 岡山市北区蕃山町1-20  
 岡山県開発公社ビル6階  
 電話 (086)223-5564  
 F A X (086)201-5564  
 E-mail vsco@vsco.info  
 H P http://vsco.info